## 平成30年8月閉会中 農林水産常任委員会の主な質問等

	平成30年8月21日
発言者	発 言 要 旨
【請願 27 号の領	<b>審查</b> 】
舩山委員	戸別所得補償制度創設時と現在の米価の状況を比べてどのような状況か。
水田農業推進主幹	平成19年に米の生産調整の仕組みが見直され、産地が自由に生産計画を作れるようになったが、生産量が増加し、22年に米価が下落した。米の直接支払交付金は30年度から廃止されたが、近年の米価を見ると、26年に米価が下落したものの回復基調にあると認識している。
棋津副委員長	米価が回復基調にあるとのことであり、継続審査としてはどうか。
【請願41号の審	查
棋津副委員長	県では、主要農作物種子条例(仮称)の検討を行っているところであり、継続審査としてはどうか。 県は、条例について、いつ頃を目途に提案したいと考えているのか。
農林水産部長	9月定例県議会に提案したいと考えている。
棋津副委員長	パブリック・コメントは行っているのか。
農林水産部長	パブリック・コメントは現在実施している。
【所管事項に関	する質問】
志田委員	8月5日以降の大雨・高温渇水被害について、災害対応においては、被害状況の 把握が重要となる。いつ頃、被害の概要が判明するのか。
農政企画課長	被害状況については、毎日市町村から情報を収集し取りまとめをしている。被害概要の判明時期については、被害施設の種類によって変わってくる。 農作物被害については、数量等はある程度判明しているが、被害額についてはもう少し時間を要する。現時点で、いつごろと明確には言えないが、日々情報収集を行っているところである。
志田委員	農業用施設等の被害確定の目途はいつ頃か。
農村整備課長	災害発生から3週間を目途に被害を確定するため、8月27日を目標に取りまとめを進めている。
志田委員	小規模農地災害への復旧支援はどのような状況か。
農村計画課長	復旧工事費40万円未満は、災害復旧事業の対象外であるので、このたび県単で小規模農地災害緊急復旧事業を創設した。また、国からの指導もあり、多面的機能支払交付金の災害復旧への活用についても県として指導している。

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	復旧にあたり、活用する事業の選択が重要と考えるが、市町村への説明等は行っているのか。
農村計画課長	どの事業をどのように活用して復旧するのか、初期段階の指導対応が重要と考えている。総合支庁も市町村へ出向き指導に当たっている。
志田委員	総合支庁から市町村を通じた周知について、現場までスムーズに伝わっているとは思えない。農地等の復旧に当たり、現場で事業の選択に困らないよう、説明を徹底してもらいたい。
農村計画課長	市町村への文書通知及び組織向けのリーフレットの配布による周知も行っているところである。
志田委員	災害の調査に時間がかかっているが、どのようか状況か。市町村職員も限られている中、いつの時点で被害が明確になるか。
農村整備課長	農地農業用施設の暫定法では、発生後3週間で被害の確定報告を行うことになっている。被害が少ない市町村は、ほぼ確定しているが、被害の多い市町村では把握できていないところもあるため、総合支庁で支援し進めている。
志田委員	市町村に対する財政面での支援が必要と考えるがどうか。
農村計画課長	災害復旧事業の市町村負担分については、90%が起債対象であり、その95%が交付税措置される仕組みである。また、農家1戸当りの災害復旧事業費に応じて補助率のかさ上げが図られる制度となっており、市町村負担が軽減されている。
志田委員	現在、被害調査の結果は、おおよそ出尽くしているのか。
農村整備課長	まだ、出尽くしていない状況である。被災規模も大小あり、その中から災害復旧事業に申請する箇所を選んでいる。
志田委員	災害復旧事業の実際の工事はいつ頃に行うのか。工事を早く発注しないと、冬になり、受注する業者が少なくなるのではないか。
農村整備課長	8月27日に被害報告が確定し、その後申請、査定し、工事を行う。査定は年内に終了し、工事は作付けに支障が出ないようにする。また、応急工事を活用できるため、市町村に周知していく。
大内委員	災害の被害について、時間が経過してからわかるものもあるが、その対応はどうか。
農村整備課長	発生時に調査するのが原則で、その後になれば、多面的機能支払交付金や中山間 地域等直接支払交付金、市町村単独事業で対応することになる。

発 言 者	
大内委員	知事の農林水産大臣へのバックアップ電源の整備要望について、具体的な要望内容は何か。
農村整備課長	戸沢村蔵岡の国土交通省管理の排水機場が稼働できなかったこと、清水揚水機場も電源が失われたことを踏まえて、緊急時のバックアップ電源の整備を要求したもの。
大内委員	個別の地区について、バックアップ電源の整備を要求したものか。
農村整備課長	被災した場合、被害防止のため、非常時の対応としてバックアップの体制が必要であると要望したもの。地方農政局で応急ポンプや発電機を貸し出しており、非常時に活用可能である。
大内委員	地元では、バックアップ電源の整備よりも、老朽化した施設の更新を望んでいる。 今後どのように進めていくのか。
農村整備課長	基幹水利施設は、施設の機能診断を行い、対策時期を示した更新計画を作成し、 優先順位をつけて順次更新を行っている。揚水機は耐用年数を超過すると壊れる場合も多く、優先的に更新している。
大内委員	戸沢村蔵岡に行った際、復旧に地下水をうまく使っていたが、井戸の活用計画はあるのか。
農村整備課長	水源としての地下水の確保は、事業で可能であるが、緊急的な対応としては把握していない。
大内委員	水路が止まり、農業用水、水の大切さがわかった。農業水利施設の更新を計画的に進めてほしい。
舩山委員	多面的機能支払交付金を災害時の復旧に活用する場合、各組織では予定している 事業計画があり充当できる範囲は限られている。交付金の長寿命化予算の充当や単 価アップで対応すべきではないか。
農村計画課長	長寿命化予算の活用は、被災規模が特に大きい場合に地方農政局長の承認を受ければ可能である。まずは、活用が可能な農地維持支払や資源向上支払の共同の交付金の活用を検討いただきたいと考えている。
舩山委員	渇水被害に関して、白川ダムについて、早くから節水に努めれば水が確保された のではないかとの話も聞くが、県としてはどう考えるか。
農村整備課長	白川ダムは多目的のダムであり、制限が多い状況にあるが、管理者、総合支庁、 町、土地改良区等で調整会議を開催し、運用している。県としては、今回のことを 踏まえ、今後早急な対応を要望していきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
菊池委員	大雨被害について、知事が8月8日に戸沢村へ現地調査に行っているが、農林水産部にはどのような指示があったのか。
農林水産部長	私も同日に戸沢村に伺い、戸沢村長から、生活実態や施設の被害状況などをお聴きした。県でも被害をしっかり把握し、対応願いたいとのことであり、知事からもしっかり話を聴いて対応するよう指示があった。
菊池委員	被害状況を踏まえた農業を継続するための対応として、総合支援メニューを考え たと思うが、有効に活用されるよう期待している。
菊池委員	高温による家畜の被害状況はどうか。
畜産振興課長	7月1日から8月15日までで、乳用牛37頭、肉用牛10頭、豚50頭、採卵鶏1,193 羽、ブロイラー911羽が高温により死亡している。7月は猛暑により被害が大きかったが、8月に入り朝晩が涼しくなったこともあり、被害が少なくなってきている。
菊池委員	例年と比べて被害状況はどうか。
畜産振興課長	頭羽数による単純比較は難しいため、被害金額で比較すると、今年は28,029千円となっており、過去10年間では、平成27年の32,684千円が最も大きく、次いで22年で、今年は3番目に大きい金額となっている。
菊池委員	高温対策はどのように行われているのか。対策は難しいのか。
畜産振興課長	屋根に散水する、家畜に水をかける、送風する等の対策の指導を行っている。乳用牛では出産回数の多い牛、関節炎や肝炎等の基礎疾患を持っている牛が被害を受けている。また、肉用牛、ブロイラーでは出荷が近いもの、豚では母豚のように体に負担がかかっている状態の家畜が高温のストレスを受け、死亡するものが多い。 生産者も栄養価の高い、消化の良い餌を朝夕の涼しい時に給餌する等の工夫をしているが、今年は猛暑日も多く、畜産経営にとっては厳しい気象条件と考えている。
菊池委員	農畜産物等の被害に対する農業共済の加入状況は。
団体検査指導 室長	農業共済の対象品目は、水稲や麦の農作物、肉牛・肉豚等の家畜、果樹、大豆やそばの畑作物、園芸施設とその施設で栽培される作物となっており、ニラ、アスパラガス、ねぎ等の露地栽培の野菜は対象となっていないため、加入できない状況である。
菊池委員	総合支援に関する相談窓口への相談状況等はどうなっているか。
農政企画課長	8月20日に、県庁農政企画課及び各総合支庁農業振興課に相談窓口を設置した。 相談件数等はまだ集計していないが、農政企画課には農業者から問い合わせがあった。8月27日には総合支援に関する説明会の開催を予定しており、市町村等関係機関としつかり連携し、対応していく。

発言者	発言要旨
棋津副委員長	災害復旧について、斜面が崩落し、畑、県道に土砂が流出した場合、どのように 対応していくのか。県土整備部と農林水産部で無駄を生じないよう、一括で対応す るなど連携体制をつくる必要があると考えるがどうか。
農村整備課長	農地の災害復旧については、市町村が行うことになり、県との連絡体制は整備されているため、市町村農林課と総合支庁農村計画課で県道側と調整を図り、無駄のないように進めている。
大内委員	さくらんぼ「山形C12号」の名称募集の状況はどうか。
園芸農業推進 課長	6月12日から7月31日の応募期間に、15,034件の応募があった。
大内委員	青森県のさくらんぼ「ジュノハート」の名称は首都圏でブライダル用に販売することを狙ったものと聞く。「山形C12号」はどのような戦略で名称を考えるのか。
園芸農業推進 課長	青森県の「ジュノハート」については、県でも試食や視察等により情報を入手している。導入面積は8ha 程度で、収穫時期は7月、品質的には「山形C12号」が優れていると考えている。 「山形C12号」の名称については、「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議等で意見を聞くなどして、名称を決定する予定である。 「山形C12号」は日持ちが良く輸出にも向く特性を有しており、「佐藤錦」、「紅秀峰」に次ぐ三本柱として主力品種になり得ると考えている。本県は生産量でも圧倒的に多いので、それに相応しい良い名称を付けていきたい。
大内委員	輸出も想定しているとのことなので、海外でも印象的な良い名前を付けて欲しい。
棋津副委員長	「山形C12号」の生産者登録の人数と苗木導入希望の本数はどうか。
園芸農業推進 課長	提出書類の確認中であるが、約1,400経営体から、約16,900本の希望があった。
棋津副委員長	苗木の生産本数は当初7,000本から10,000本の見込みと聞いていた。希望が苗木の本数を大きく上回っているが、苗木の配付はどのようにするのか。
園芸農業推進 課長	「紅秀峰」の苗木配付初年目が1,666 本だったので、当初7,000 本を想定しながらも、できる限り多くの苗生産に取り組んできた。 配付可能な苗木本数は今年の秋にならないとわからないが、8月上旬の段階では、約12,000 本が配付可能と見込んでおり、現段階では3割が不足する見込みである。 苗木が不足した場合の配付方法については、主産地の農協等の意見を聞いて事前に調整したところ、生産者に優先順位をつけるのではなく、例えば、全員に今年7割、来年3割のように2年をかけて公平に配布する方法が良いということになり、募集要項にも明記して説明してきた。 現段階では、今年秋に7割、来年秋に3割を配付する見込みとなっている。

<b>△</b> ◊ ⇒ <b>¬</b> ⊀	ъ → н ⊏
発言者	発言要旨
棋津副委員長 	一部の人が苗木を受け取れないのでは、その人の生産意欲が無くなることも考えられるので、良い方法を考えてくれたと思う。
菊池委員	「山形C12号」について、多くの名称が集まったようだが、どのようなイメージのものが多かったのか。
園芸農業推進 課長	名称の応募は47都道府県のほか、台湾からも1件の応募があった。県内からの応募が45%、県外及び国外からの応募が55%となっている。 応募数上位には「紅」がつく名称が多く入っているが、名称の種類では9,000件以上となっており、幅広い名称を応募いただいた。
菊池委員	さくらんぼの収穫ボランティアの今年の状況はどうか。
園芸農業推進 課長	さくらんぼの労働力確保の状況については現在集計中で、9月までに取りまとめる予定である。 JAグループの状況については、前年より50人以上多い180人超となっている。
	また、大学生等の援農ボランティアも多くなっている状況である。
菊池委員	北楯大堰の世界かんがい施設遺産への登録は大変喜ばしいことである。この施設 を含め、農業水利施設の今後の活用について、どう考えているのか。
農村計画課長	県内には、全国の疏水百選に選定された施設が4箇所あり、例えば山形五堰は、まちづくりに活用されている。北楯大堰の世界かんがい施設遺産登録を契機として、こうした施設の保全管理の機運を醸成し、関係機関連携のもと地域活性化に活かしていきたい。
菊池委員	りんごの黒星病について、県内の発生状況はどうか。
農業技術環境課長	本県における初確認は昭和46年である。以降、2度ピークがあり、昭和58~61年、昭和63~平成2年に多発したが、平成6年以降は沈静化していた。その後、21年から増加しており、ここ3か年では、26年から発生面積が増加し、29年は292haと全体面積の約13%となっている。
菊池委員	対策はあるのか。
農業技術環境課長	基本的に薬剤防除を行っている。DMI剤という大変効く薬が開発された。
菊池委員	薬への耐性とか園地の枯葉の処理が必要など、農家の方から色々聞いている。13%は小さくない数字であり、生産者への周知、園地の管理など、しっかりと対応してほしい。
舩山委員	主要農作物種子条例(仮称)の骨子案について、現在の要領には奨励品種の決定とあるが、奨励品種の指定について条例では定めないのか。

発 言 者	発 言 要 旨
水田農業推進主幹	骨子案の原種及び原原種の生産というところで、「県内に普及すべき優良な品種と   して知事が決定したもの」と記しているが、これは正しく奨励品種のことである。 
舩山委員	県は奨励品種の指定を行うとか採種団体の指定を行うとか、条例の中にあって然るべきと考えるがどうか。兵庫県では奨励品種の指定というのが条例にある。
水田農業推進主幹	条例においては、奨励品種を前面に出すよりも優良な品種という文言で整理し、 要領などで詳細を決定していくべきものと考えたところである。採種団体について は、2つの産米改良協会があり、今後も種子計画の策定などで連携して取り組んで いくこととしている。
舩山委員	要領の第4「原種及び原原種の生産」の項目に「県以外の者が経営する原種ほ等を指定原種ほ等として指定し」とあるが、「県以外の者」とは2つの産米改良協会のことを指しているのか。
水田農業推進主幹	原種及び原原種の生産については、農業総合研究センターで行っているが、「はえぬき」等の多くの一般作付用の種子が必要な品種については、農業総合研究センターだけでは原種の生産が追いつかないこともあり、種子生産者に種子生産を委託して必要な原種を確保してきたところである。そのようなこともあり要領に記載したものである。
舩山委員	要領で、「原種等の生産の対象となる品種は、原則として当該原種等を用いて生産された種子が普及される奨励品種とする」とあり、「ただし、民間育成品種が奨励品種となる場合は、この限りではない」と規定されている。これはどのようなことを指しているのか。
水田農業推進主幹	民間育成品種については、これまでも県の開発品種と比較して試験をしたことがある。今後、奨励品種決定調査において調査する中で、民間育成品種でも本県で広く普及することができる力のある品種がでてきて奨励品種に決定された場合に、民間育成の品種であっても県内でも生産できるように規定を整備したものである。
舩山委員	今後の進め方については、どのように考えているのか。
水田農業推進 主幹	条例の条文作成を進め、法令審査会などの内部手続きを経て9月定例県議会に提 案したい。
舩山委員	パブリック・コメントではどのような意見が寄せられているのか。
水田農業推進 主幹	パブリック・コメントは2件寄せられている。内容は、ブランドなどを維持する ためには条例が必要という意見と、条例に期待しているという意見である。
舩山委員	9月定例県議会で提案するとのことであり、その場合は成案をいきなり議論することとなる。その前の段階で、議会としてもチェックする場面が必要と考えるがどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
農林水産部長	日程的にどのような対応ができるか検討していく。
大内委員	主要農作物種子条例(仮称)について、なぜそんなに提案を急ぐ必要があるのか。 なぜ12月定例会でダメなのか。
水田農業推進主幹	生産現場では間もなく収穫・乾燥・調製といった秋の重要な作業が始まり、生産者には安心してそのような作業を行っていただきたいと考えている。また、来年の生産計画を年内に立てる生産者も多く、できるだけ早い段階で条例を制定したい。事務的には「つや姫」の生産者認定と「雪若丸」の生産組織の登録が年内に始まり、種子の調整作業も始まる。更に予算要求作業も始まるが、これらについて条例に基づいた対応を図ることが生産現場の安心につながるものと考え、9月定例県議会に提案したいと考えている。
舩山委員	元々は条例ではなく、要領で対応する方向で進めていたのではないか。
水田農業推進主幹	種子法が廃止され種子生産組合からは急ぎ対応を求められ、関係者とも協議した結果、まずは要領で対応するということにした。しかしながら、本年3月以降、色々な所から要領では不安だとの声が寄せられるようになり、また、要望書も頂いたところである。県としては生産現場の将来にわたる不安を払拭していくためには条例が必要と判断し作業を進めているところである。
志田委員	これまでの議会の議論は何だったのかという想いが議員の中にある。昨年の農林 水産常任委員のメンバーからも不満の声がある。 個人的には、昨年度の議論も踏まえてしっかり対応していると理解しているが、 この案件だけでなく、今後は、政策決定していくに当たっては、順序というものも 考える必要があると思う。
舩山委員	山形県の種子を守っていくということであり、また、他県の条例にはない条文も盛り込まれるということは良いことだと思う。 しかしながら、いきなり成案を議論しなければならないとのことであり、一足飛びに進めていることは否めない。成案を議論する前に、委員会として条例案ができた段階で検討する場面を設けるべきと考える。
志田委員	カントリーエレベーターやライスセンターの設置状況及び老朽化の状況は。
水田農業推進主幹	カントリーエレベーターが50箇所、ライスセンターが30箇所、ミニライスセンターが111箇所となっている。カントリーエレベーターの設置年度の古いものでは、昭和62年、ライスセンターでは55年である。緊急的に修繕が必要なものについては、リニューアル事業で対応した経過がある。
志田委員	設置から30年以上経っている。リニューアル事業の実績はどうか。国庫補助事業の採択を受けた施設は、基本的に再度、国庫補助事業を活用することはできないという認識でよいか。

発 言 者	発 言 要 旨
水田農業推進	国庫補助を受けた施設は、修繕や単純更新等での補助事業を受けられない。平成
主幹	22年の県単のリニューアル事業では、カントリーエレベーターが13箇所、ライスセ
	ンターが6箇所、ミニライスセンターが10箇所、合計29箇所となっている。
志田委員	乾燥調製施設の運営は、利用組合が多いとみているが、農業者が減少すれば、組合員も減少する。農家が独自に乾燥調製する場合も見られ、利用者が減少している。 そうすれば、運営効率が低下するし、修繕が必要となった際の蓄えも低下している。 修繕が必要となった施設からの相談状況はどうか。
水田農業推進主幹	総合支庁経由で、修繕する場合には、どのような補助事業が使えるのかといった 相談がきている。
志田委員	ライスセンターの単独での運営が困難になり、再編整備して集約しようとする動きがあると思うが、県内の状況はどうか。
水田農業推進 主幹	施設単独で単純更新はできないことから、施設の集約を念頭にして、設置されている市町村内で再編整備計画を検討するよう、総合支庁経由で助言をしている。
志田委員	市町村間をまたいで水稲を作付する事例が増えており、このような状況を踏まえて、共同乾燥施設の利用や再編整備計画を検討する場合には、県が関与すべきと考える。今後の稲作の経営戦略を反映した施設運営とすべきである。
水田農業推進主幹	再編整備等の相談は各総合支庁で受け、関係者で協議して対応するよう助言している。今後の共同乾燥調製施設の運営については、水田農業の展開において重要な視点と考える。担い手減少の反面、担い手の規模の拡大が進んでおり、米づくり運動等で農協や関係機関と広く意見交換していく。
志田委員	GAPの取得件数が増えないと認識しているが、県内のGAPの取得件数はどれくらいか。
農業技術環境課長	国際水準GAPは51 農場。うちグローバルGAPは2件24 農場。ASIA GAP・JGAPは合せて、本年7月現在で24件27 農場となっている。県版GAPは現在審査を行っており、9月を目途に初めての認証が行われる予定である。
志田委員	他県と比較して、本県の取得水準はどうか。
農業技術環境課長	全国中位にあると認識している。
志田委員	認証取得が進まない原因をどう考えているか。
農業技術環境 課長	認証に係る審査料、維持審査料、特にグローバルGAPについては金額が高いことが取得を躊躇する要因と考えている。

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	農家からはGAPのメリットがあるのか聞かれるが、グローバルGAPを当たり前のこととしてやること自体が本県農業のステータスの向上、メリットになると思うがどうか。
農業技術環境課長	GAPは農家の経営改善につながる。在庫管理等、商業では当たり前にやっていることが、農業では手が回らず、面倒なこととされている。また、GAPを取得することは、本県農業の安全・安心、信頼度向上、販路拡大にもつながる近道と考えている。 一部大手スーパー等では、仕入れ要件としているところもあり、「認証が無いと売れない」という状況も考えられる。
志田委員	農家の意見を聞いていると、彼らはGAPを取得したいと考えている。GAPが近い将来スタンダードになると位置づけ、県としても先んじてしっかり支援していくという方向で進めるべき時期に来ているのではないか。
農林水産部長	国の補助制度なども活用しながら、GAPの認証取得を推進している。「近い将来当たり前のことになる」というようなことも農業者にしっかりと伝えて、本県が全国のトップランナーとして走れるよう取り組んでいく。